

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例概要

1 目的

墨田区地域防災基本条例に基づき、木造密集市街地における木造建築物の防火性能及び耐震性を向上させる改修をする者に助成金を交付し、火災による延焼等の被害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、火災及び地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

2 防火・耐震化改修促進区域の指定

区長は、不燃化促進区域のうち、地震等による火災の発生を未然に防止し、及び火災の拡大を防止するため、緊急に木造建築物の防火・耐震化改修の促進を図る必要があると認める区域について、「防火・耐震化改修促進区域」として期間を定めて指定する。

指定する区域は、不燃化促進区域全域

3 助成金の交付対象

助成金の交付対象は、防火・耐震化改修促進区域内その他区長が特に必要と認める区域に存する木造建築物の防火・耐震化改修を行った次に掲げる者とする。

個人

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である会社

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として木造建築物の防火・耐震化改修を行った場合は、助成金の交付対象としない。

公益社団法人又は公益財団法人

その他区長が必要と認める者

防火・耐震化改修（規則で定める。）

次に掲げる全ての要件を満たす改修

開口部のうち延焼のおそれのある部分に防火設備を設置すること。

外壁及び軒裏を準耐火構造（区長が準耐火構造と同等と認めた場合を含む。）とすること。

一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による建築物の耐震性の判定基準に係る上部構造評点が向上すること。

4 助成金の額及び助成回数

助成金の額は100万円を上限とし、助成は同一建築物に対し1回限りとする。

5 助成手続

助成対象確認

助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、防火・耐震化改修に着手する前に、当該改修が助成対象となるかどうかについて確認を受けなければならない。

助成金の交付申請

の確認を受けた者は、防火・耐震化改修が完了した後に、規則で定めるところにより助成金の交付申請を行うものとする。

6 中間検査等

区長は、助成対象者に対し、防火・耐震化改修の状況等について検査し、又は報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

7 助言、指導等

区長は、助成金の交付に当たり、必要と認めるときは、助成対象者に対し、当該建築物について防火性能及び耐震性の強化が図られるよう助言又は指導を行い、及び条件を付すことができる。

8 交付決定の取消し

区長は、交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

交付の際に付した条件に違反したとき。

偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

その他条例等の規定に違反したとき。

9 施行期日等

本年12月1日

この条例の施行後3年を目途として、助成の状況等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。